

令和 2 年 1 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和2年1月15日 午後2時00分
閉 会 令和2年1月15日 午後2時20分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員

小畑 委員 安岡 委員

3 欠席委員

千 委員

4 出席事務局職員

前川 教育次長

山本 教育監

西村 管理部長

山口 指導部長

大路 総務企画課長

安田 特別支援教育課長

森下 文化財保護課長

下村 総務企画課副課長

片又 総務企画課副課長

岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 12月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 井手地区新設特別支援学校の校名（案）について

【安田特別支援教育課長の報告】

○ 令和3年開校予定の井手地区新設特別支援学校については、現在、準備委員会を設置し準備を進めているところである。校名について、準備委員会を中心に検討を進めてきたが、この度、案として取りまとめたので報告する。

基本的な考え方について、これまでの府内特別支援学校の名称は、向日が丘・与謝の海・丹波等の地域名や舞鶴・八幡・宇治等の地元の市の名称としてきた。今回の新設支援学校の学校名については、親しみやすく分かりやすい名称であることを基本とし、所在地の井手を含み、また、井手町の町の花として制定されている山吹を採用し、井手やまぶき支援学校とした。さらに、小学部の児童にとっても読みやすく書きやすいよう、やまぶきはひらがな表記とした。校名についての今後のスケジュールは、6月議会に設置条例案を上程し、議決されれば正式に校名が決定される。

【質疑応答】

○ 上原委員

井手町への説明や地元の地域住民に対する説明はされているのか。

○ 安田特別支援教育課長

井手町長や教育長等の関係者には説明している。案として認められれば今後、地域住民にも説明していきたい。

○ 上原委員

校名が決まれば、校歌や校章など様々なものが決まっていくと思うが、この名前を元にこれから進めていくのか。

○ 安田特別支援教育課長

そのとおりである。4月に準備室が設置されたら、この校名案を元に校歌等を考えていくことになる。

イ 京都府文化財保存活用大綱の策定について（最終案）

【森下文化財保護課長の報告】

○ 京都府文化財保存活用大綱については、これまでに中間案、また11月に実施したパブリックコメントの結果などを適宜報告していたが、これまでに委員の皆さまからいただいた意見、また専門家会議でいただいた意見を元に、加筆修正、文章のブラッシュアップなどを進め、最終案を策定したところである。具体的には、内容を分かりやすくするために、中間案から章立て等一部変更した他、先の委員会でもいただいた意見、特に祭や行事などの無形の民俗文化財についての記述や、学校教育・社会教育と連携した、子どもたちが府内の文化財を身近に感じられるための取組などに関する記述、さらに、昨年4月に発生したノートルダム大聖堂や10月に発生した首里城の火災などを踏まえ、文化庁で進められた防火防災対策のマニュアル作成など最新の情報を書き加えた。ただ、基本的な方向性等については大きな変更点がないので、資料としては中間案の内容とほぼ同じものを示しているが、これに基づき説明をする。

まず、策定の趣旨であるが、昨年4月1日に施行された改正文化財保護法により、総合的な施策として文化財の保護・活用を推進するため、目指すべき方向性、将来像及び基本的な方針と取組を示すものとして都道府県は文化財保存活用大綱を定めることが出来るとされたので、これに基づき今年度策定を進めてきたところである。

府の目指す方向性・将来像としては、府内各地の文化財が地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていることという形で設定した。従来から府教育委員会が取り組んできた文化財の保護活用施策を相互に関連づけ、またこれを拡充させることで、多様な文化財が広範囲に所在する京都ならではの持続可能な文化財の保存・活用の仕組みを確立させ、また、府と市町村が連携してこれを促進することを目指すものとしている。ここでは、所有者・管理者を中心としてこれまで文化財保護体制が進められてきたところだが、これを強化するため、これまでの施策の充実に加え、活用の促進による文化財の保護体制の強化として、活用としての普及啓発の促進により、多くの人たちがその保護に関わる環境を作り出すことを文化財の保存・活用の両側面からの重点的かつ新たな取組として示している。

基本的な方針と取組については、文化財の保存・活用の基本的な方針として4つの柱を示している。1点目は文化財の指定等による保護の促進、2点目は文化財の保護体制の強化、3点目は文化財保護を支える技術等の継承、4点目は文化財の地域的な保存・活用の促進としている。

この4つの基本的な方針を、市町村は地域計画を策定する際の指針とし、一方で、府教育委員会では、これに基づいて文化財の保存活用を図るために講ずる措置を行っていくこととしている。

府教育委員会が講ずる措置として、基本的な方針に基づく取組を6点に集約して示している。1点目は調査・指定を進めた上で文化財所有者等の修理・管理・防災防犯対策を支援すること。2点目は文化財の保護体制の強化に関わり、地域で未指定を含めた文化財を守り伝える環境を作り出すこと、学校教育や社会教育と連携した文化財を未来につなぐ心の教育を推進すること、さらに、関

係団体・関係部局との連携強化を進めることを示している。3点目は文化財建造物修理等や文化財修理の道具製作に係る技術の継承等を支援するために修理や維持管理事業を継続・拡充することとしている。4点目は普及啓発を重点において、文化財の置かれている状況を的確に把握した上で活用方法を十分検討し、観光や地域振興を目的として文化財を地域的に保存・活用する取組を推進することとしている。5点目は幅広い視野で関係分野と連携し、保存・活用を企画立案できる人材の育成すること。6点目は、府庁旧本館をはじめとする府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画を示すこととしている。以上の6点を講ずる措置として示している。

これに加え、域内の市町村への支援の方針として、3つの方針を示している。1つ目は、これまでから行っている文化財の修理・整備等の保存・活用に関する市町村の取組等への支援。2つ目は、今後新たに加わる保存活用地域計画等に関する支援。3つ目は、日本遺産、世界遺産をはじめとする複数の市町村等に跨がって所在する文化財の保存活用に関しての広域連携への支援である。

さらに、防災・災害発生時の対応として、2つの事項を示している。1つ目はこれまでに策定している防災対策マニュアルなどいくつかの対応方法を示しながら具体的な防災対策として、建造物の構造強化・耐震対策、老朽箇所等の早期把握、多様な被害の想定について示している。2つ目に、地元関係機関等との密な連携による地域と一体で文化財を守る体制の構築の推進を示している。以上が大綱最終案の要点となっている。

【質疑応答】

○ 上原委員

暫定登録文化財を多く登録しているが、その事は地元に対して周知しているのか。

○ 森下文化財保護課長

暫定登録をする段階から、地元の教育委員会と連携を図って登録の事務を進めている。また、府内の各市町村の主なところでは、教育委員会のHPの中に指定文化財の一覧を掲載しているが、その中で、国指定から暫定登録文化財までを説明を加えて掲載しているので、市町村内にある暫定登録文化財を含め、出来る限り、地元教育員委員会内部の方々や地元の方々にも知らせる努力をしてもらっているところである。

○ 上原委員

特に防災面で考えると、消防や消防団との、いろんな連携がこれから大事になると思うので、自分の地域にはこういうものがあるということを防災関係の人にもしっかり知ってほしいのをお願いする。

○ 小畑委員

今までより防災も含めて幅の広いことをしていこうとなると、予算が要ると思う。大綱には予算措置までは書かないと思うが、予算措置の考え方はどうなのか。

○ 森下文化財保護課長

先ほど説明した要点では、主に、調査の部分、府内に所在する未指定の文化財を含めた文化財の調査を重点的に進めていきたいと考えている。この過程において、私どもが把握しているデータを地元の市町村の教育委員会はもとより、

知事部局にある文化や観光の部門と情報を共有する中で、文化財の保存と活用面での方向性を探っていけるような取組を進めていきたいので、確定ではないが、その部分での拡充をお願いしたいと考えている。また、暫定登録文化財を含め、修理等に支援をしていかなければならない文化財は、今後もますます増えていくと思うので、予算の充実をお願いしていきたいと考えている。

○ 安岡委員

府の目指すべき方向性・将来像の中の連動というところだが、活用の促進による文化財の保護体制の強化というのは、維持管理していく上で、それをどうやって保護・活用していくかということだと思うが、この新規というのは、新たに何か考えているのか。

○ 森下文化財保護課長

保存と活用両面からの新規としているが、基本的なところは、どちらかという原点に戻るようなものである。従来から文化財の保護の重要な要素として、活用という形でここでは示しているが、普及啓発、具体的には、文化財の魅力・価値をより多くの方々に知っていただく機会を作り出すことが原点になってくと思う。これまでは、文化財の所有者、或いは管理をしている方々を中心に、文化財の保護が進められてきたが、少子高齢化・過疎化という状況の中で、今までの体制だけでは限界に近いところまで来ている。より多くの方々に文化財の保存・活用に関わっていただく環境を、私どもを中心に市町村の教育委員会で取組を進めていく中で、今後つくりだしていきたいということを示している。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告